

福田呼松第 1 排水機場整備事業
募集要項

令和 7 年 4 月 2 3 日

倉敷市

目 次

はじめに	1
第1 事業の概要	2
1 事業内容に関する事項	2
第2 応募に関する条件	6
1 応募者の構成	6
2 応募者の備えるべき参加資格要件	8
第3 民間事業者の募集及び選定に関する事項	15
1 募集及び選定方法	15
2 募集及び選定スケジュール	15
第4 応募に関する事項	16
1 参加手続き	16
2 応募に関する留意事項	21
3 本市の支払総額の上限価格	22
第5 優先交渉権者の決定	23
1 優先交渉権者の決定	23
2 審査結果の通知	23
3 審査結果等の公表	23
第6 提案に関する条件	24
1 敷地に関する各種法規制等	24
2 施設要件	24
3 整備対象施設の配置に関する事項	25
4 事業用地に関する事項	25
5 事業者が行う業務	25
6 業務の委託	25
7 事業者の収入	26
8 本市による事業の実施状況及びサービス水準の監視	26
9 保険	26
10 本市と事業者の責任分担	26
第7 契約に関する事項	27
1 契約手続き	27
2 契約の概要	27
3 契約金額	27
4 契約の保証	27
5 契約金額の内訳の公表	27
第8 その他	28

1 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	28
2 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	28
3 情報公開及び情報提供	29
4 本事業に関する問い合わせ	29
別紙1 計画地位置図	30
別紙2 施設配置図	31

はじめに

倉敷市（以下「本市」という。）は、福田呼松第1排水機場（以下「本施設」という。）の更新にあたり、設計及び施工における責任の所在を明確にするとともに、民間事業者のノウハウや固有技術の活用による施設の性能・機能面の品質向上及びコスト縮減を図るため、設計・施工一括発注方式（デザイン・ビルド方式（以下、「DB方式」という。））を活用して整備を行う予定である。

この募集要項は、本市が福田呼松排水機場整備事業（以下、「本事業」という。）を実施する民間事業者を、公募型プロポーザル方式により、応募者を広く公募し、透明性及び公平性を確保しながら事業者選定を行うため、公表するものである。

また、本市は、本事業について、民間の経営能力及び技術的能力の活用により、効率的かつ効果的に施設整備等を行うため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号、以下、「PFI法」という。）に準ずる事業として実施するものである。

応募者は、募集要項、要求水準書、審査基準書、様式集、設計・施工業務委託仮契約書（案）（以下、「募集要項等」という。）の内容を踏まえて、応募に参加するものとする。

第1 事業の概要

1 事業内容に関する事項

(1) 事業名

福田呼松第1排水機場整備事業（以下「本事業」という。）

(2) 公共施設等の種類

排水機場

(3) 公共施設の管理者名称

倉敷市長 伊東香織

(4) 事業の目的

本事業の対象施設である福田呼松第1排水機場は、隣接する福田呼松第2排水機場・第3排水機場と合わせた運用が行われている。

しかしながら、第1排水機場における現況の運転開始水位は第2排水機場・第3排水機場よりも高く設定されており運転の機会がほとんどなく、また、令和4年度に実施された機能診断調査及び耐震性能照査結果からも、施設の老朽化が激しく既設利用が困難な状況である。

また、平成25年度の排水解析により、福田呼松第1排水機場から第3排水機場では排水能力が不足していることから、対象機場はポンプ能力の向上が急務の課題とされている。

本事業は、福田呼松第1排水機場を対象に建替えを前提とした更新及び整備を行い、福田呼松第2排水機場、第3排水機場と併せて安定した排水能力を確保するため、設計・施工一括発注方式（DB方式）を活用して、福田呼松第1排水機場を整備するものである。

(5) 事業の基本方針

今後、福田呼松第1排水機場から第3排水機場までの更新整備・維持管理・運営を行うに当たり、本事業では福田呼松第1排水機場を対象に更新整備を行うことで、安定した排水能力を確保することを目的としている。

事業者には、排水機場の設計及び施工への深い理解と十分なノウハウや期待される役割を果たす上で必要とされる能力を有していることを求める。また、本事業は、「設計・施工一括発注方式」であるが、運転管理における安定性及び容易性、維持管理における効率性及び経済性を考慮した提案を行うことを求める。

(6) 事業の内容

① 対象施設

福田呼松第1排水機場

② 事業方式

本事業は、本市と契約を締結した事業者（以下「事業者」という。）が、本市と本事業に係る設計・施工業務委託契約（以下「事業契約」という。）を締結し、本施設の設計及び建設を行った後、本市に施設を引き渡す設計・施工一括発注方式（DB方式）により実施する。

また、本事業は、国等が進める総価契約単価合意方式に準じて実施する。

③ 事業の範囲

事業者が行う業務の範囲は、次のとおりである。各業務の具体的な事項は、要求水準書に示す。

区分	業務	概要
調査業務	測量業務	事業者の施設配置等の提案に伴い必要となる追加測量及び調査。
	土質調査業務	
	地下埋設物調査	
	周辺環境調査業務	工事着手前及び完成時（総合試運転時）に騒音、振動、臭気、交通、家屋、周辺通行人等の調査を実施する。
設計業務	詳細設計業務	本市で承諾された整備構想設計内容をもとに工事に必要な図書を作成する為の詳細設計を行う。
	設計に伴う他機関協議における補助業務	港湾協議 道路協議 消防協議 電力協議 施設管理者協議 等
	その他設計に伴う各種申請等の補助業務	計画通知書（建築物） 等
工事監理業務	工事監理業務	設計図書どおりに実際に施工がされているかについて工事監理を実施する。
建設業務	土木工事	建設に必要な道路の切下げ拡幅（仮設）を含む。
	建築工事	建築付帯設備を含む。
	機械器具設置工事	排水施設用機械設備
	電気工事	排水施設用電気設備
	撤去工事	既設福田呼松第1排水機場における下記の範囲を対象とする。 ・ 全撤去：建築施設、ポンプ設備、防塵設備、電気設備 ・ 残置：土木施設（吸水槽、吐出水槽、吐出樋管、外構）
	建設に伴う各種申請等の業務	計画通知書（建築物） 等
	設備台帳作成	ポンプ施設、除塵機、送水管、吐出樋管等
	資産台帳作成	固定資産の分類毎とする。
	運転管理マニュアル作成	設備操作説明書とは別途に作成する。
その他	説明会等補助	本市が実施する住民説明会等の資料の作成及び説明会への出席、その他必要な補助。
	監査等への対応補助	監査等における本市への支援（資料作成含む）。

④ 事業者への支払い

本市は、事業契約締結時以降に、事業者からの請求がある場合は、前払金は、契約金額の10分の4以内とする。履行期間の2分の1を経過し、工程表により履行期間の2分の1を経過するまでに実施すべき当該業務が行われており、既に行われた当該業務に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額に相当し、事業者からの請求がある場合は、中間前払金として契約金額の10分の2以内を支払う。本市は、事業完了後、契約金額から支払済みの前払金、中間前払金の額を差し引いた額を支払う。

⑤ 遵守すべき法制度等

事業者は、本事業を実施するにあたり要求水準書に示す関係法令等（法律、政令、省令等）及び本市の条例等（条例、規則、告示、訓令等）を遵守すること。

なお、解釈に関して基準等の中で相反する等疑義が生じた場合は、別途本市と協議の上、適否について決定するものとする。

⑥ 事業の実施スケジュール

本事業の実施スケジュール（予定）は、以下のとおりである。

日程（予定）	内 容
令和7年11月上旬	仮契約締結
令和7年12月下旬	事業契約締結
令和8年1月	事業着手
令和10年度中	施設の引き渡し

第2 応募に関する条件

1 応募者の構成

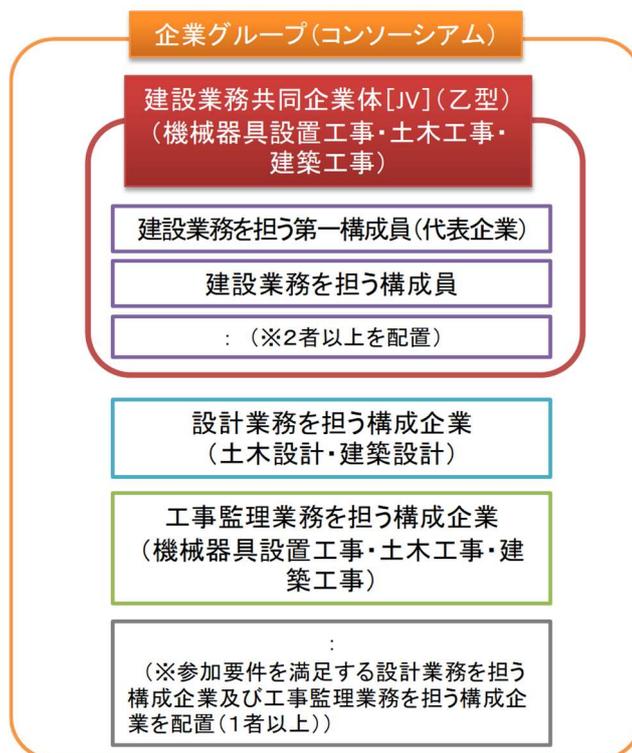
(1) 応募者の構成と定義

応募者は、本市の求める本事業を遂行できる技術的能力、資力、信用及び実績を有する複数の事業者により構成される特定建設工事共同企業体（以下、「共同企業体」という）を含む企業グループとする。

応募者は、応募者を構成する法人等（以下、構成企業という。建設業務で結成する共同企業体の構成員を含む。以下同様。）の中から、建設業務のうち機械器具設置工事または土木工事を行う共同企業体の第一構成員を代表企業と定め、連絡窓口となり手続き等を行うものとする。応募者は事業契約締結後、直ちに本事業の業務全てを総括する総括責任者を代表企業から選出し、配置すること。

各業務を担う構成企業数の上限は任意とするが、建設業務は2者以上の共同企業体（JV）による分担施工方式とし、本事業の実施に関して各々の構成員が適切な役割を担うこと。また、建設業務を担う構成員に市内業者を1者以上含めること。

【応募者の構成】



※1者にて複数の業務を兼ねる場合は、該当する業務の資格要件を全て満たす必要がある。

※本施設の建設業務を行う者が本施設の工事監理業務を兼ねることはできない。

※建設業務は、2者以上の共同企業体（JV）による分担施工方式とし、代表企業は、機械器具設置工事の構成員または土木工事の構成員のいずれかとする。

※建設業務を担う構成員に市内業者を1者以上含めること。

(2) 代表企業等の明示

応募者の代表企業は、参加表明書により代表企業である旨を明示するとともに、参加表明書により構成員の企業名及び分担する業務について明らかにすること。

(3) 複数業務の実施

構成企業は、1者にて複数の業務を兼ねる場合は、該当する業務の資格要件を全て満たすこと。ただし、建設業務と工事監理業務を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはならない。「資本面において密接な関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいう。「人事面において密接な関連がある者」とは、当該企業の役員を兼ねている者をいう（以下同じ。）

(4) 複数応募の禁止

応募者の構成企業は、他の応募者の構成企業になることはできない。また、各業務を担当する企業及び同企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者についても、他の応募者の構成企業になることはできない。

(5) 応募者の変更及び追加

参加資格確認基準日以降、応募者の構成企業の一部又は全部が参加資格の各要件を満たさなくなったときは、原則として、当該応募者を優先交渉権者決定のための審査の対象から除外する。

また、参加資格確認基準日以降の応募者の構成企業の入替、追加、脱退及び担当業務の変更（以下、「構成企業の変更等」という。）は、原則として認めない。

ただし、次の場合において、事前に本市と協議を行い、本市が指定する書類を本市に提出することにより申請を行った場合は、構成企業の変更を認めることがある。

① 参加資格確認基準日から提案審査書類提出日の前日まで

本市は、参加資格確認基準日以降に応募者が構成企業の変更を申請した場合において、その理由がやむを得ないと認めるときは、変更後の応募者の参加資格を確認した上で、提案審査書類提出日の前日までにこれを承認する。ただし、代表企業の変更は例外なく認めない。

② 提案審査書類提出日から優先交渉権者決定日まで

本市は、提案審査書類提出日以降に応募者の構成企業の一部が参加資格を喪失した場合で、応募者が構成企業の変更（参加資格を喪失し脱退する構成企業に限る）を申請したときは、提案内容の継続性及び参加資格を喪失しなかった構成企業の責に帰すべき事由の有無等を勘案し、その理由がやむを得ないと認めた場合に限り、変更後の応募者の参加資格を確認した上で、優先交渉権者決定日までにこれを承認する。

2 応募者の備えるべき参加資格要件

応募者の構成企業は、以下の（１）、（２）で規定する参加資格要件を、参加資格確認基準日に満たしていなければならない。また、参加資格審査書類に事実と異なる記載のあるものは、参加資格を認めないものとする。

なお、本事業について選定委員会の委員に接触を試みた者については、参加資格を失うものとする。

（１）共通の参加資格要件

応募者の全ての構成企業は、次のアからサまでのいずれにも該当しない者とする。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- イ 倉敷市建設工事等請負業者指名停止要領に基づく指名停止期間中の者。
- ウ 清算中の株式会社である法人について、会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条に基づく特別清算開始の申し立てがなされている者。
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条 1 項若しくは第 2 項に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条 1 項若しくは第 2 項に基づく民事再生手続開始の申し立てがなされている者。（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
- オ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産の申し立て、又は同法附則第 3 条の規定により、なお従前の例によることとされる旧破産法（大正 11 年法律第 71 号）の規定による破産申し立てがなされている者。
- カ 課税されている全ての税（国税、岡山県税及び倉敷市税）を完納していない者。
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）及び倉敷市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 45 号）第 2 条第 2 号のいずれかに該当する者。
- ク 私的独占禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行った者。
- ケ 倉敷市建設工事等暴力団対策会議設置要綱（平成 13 年倉敷市告示第 276 号）に基

づく指名除外を受けている者。

コ 本事業のアドバイザー業務に関与した以下の者、又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者。

- ・ 八千代エンジニアリング株式会社
- ・ 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業

サ 本事業の「水島地区排水機場整備事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）」の委員又はこれらの者と資本面若しくは人事面において次に掲げる事項に該当する者。

- ・ 委員が発行済み株式の50%を超える株式を所有していること。
- ・ 委員が資本総額の50%を超える出資をしていること。
- ・ 委員の所属する企業が、発行済み株式の50%を超える株式を所有していること。
- ・ 委員の所属する企業が、資本総額の50%を超える出資をしていること。
- ・ 委員が役員又は従業員となっていること。

（2）個別の参加資格要件

応募者は、それぞれ以下に掲げる各要件を備えていなければならない。なお、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施することができるが、本施設の建設業務を行う者が本施設の工事監理業務を行う者を兼ねることはできない。

① 設計業務（土木設計）を行う構成企業

設計業務のうち土木設計を行う者は、以下の要件を満たしていること。

ア 倉敷市測量、建設コンサルタント業務等委託契約競争入札参加資格に関する要綱（平成元年倉敷市告示第208号。以下「要綱①」という。）に基づく令和6年度測量、建設関係コンサルタント業務等業者名簿の土木設計において有効な入札参加資格を有すること。

イ 当該設計業務に主任技術者1名及び照査技術者1名、担当技術者を1名以上配置できること。

ウ 同種業務の履行実績を有していること。共同設計方式の場合は第1構成員としての実績に限る。分担設計方式の場合は構成員として、同種業務を履行していることとする。なお、当該実績は、平成22年4月1日以降に元請として業務を完了したものに限る。

エ 同種業務は、「農業水利施設の機能保全の手引き」、「土地改良事業設計指針」、「土地改良計画設計基準」等に準拠した排水機場の設計業務（基本設計又は詳細設計）とする。

オ 配置技術者に求める技術資格等に関して、本業務において配置する主任技術者、照査技術者及び担当技術者に、次のいずれかの技術資格及び同種業務の実績を有することとする。

- ・技術士（農業部門：農業農村工学、上下水道部門：下水道、又は建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋）
- ・RCCM（農業土木、下水道、又は河川、砂防及び海岸・海洋）
- ・技術管理者（河川、砂防及び海岸・海洋部門、下水道部門、農業土木部門）
- ・農業土木技術管理士

② 設計業務（建築設計）を行う構成企業

設計業務のうち建築設計を行う者は、以下の要件を満たしていること。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。かつ、募集要項等の公表日から参加資格確認日までの期間に、建築士法第26条第2項の規定による監督処分を受けていないこと（処分を受けた地域を問わない。）。

イ アに所属する1級建築士の資格を有する技術者を担当技術者として配置できること。

③ 工事監理業務（機械器具設置工事）を行う構成企業

機械器具設置工事の工事監理業務を行う者は、以下の要件を満たしていること。

ア 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）における「河川、砂防及び海岸部門」「下水道部門」「農業土木部門」のいずれかの部門に登録していること。

イ 当該工事監理業務に必要な知識・経験等を有する工事監理者を配置できること。

ウ アに所属する下記のいずれかの資格を有する技術者を工事監理者として配置できること。

- ・技術士（農業部門：農業農村工学、上下水道部門：下水道、又は建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋）
- ・RCCM（農業土木、下水道、又は河川、砂防及び海岸・海洋）
- ・機械器具設置工事の実務経験（主任技術者資格に加え、元請として請負代金額4,500万円以上の工事において、2年以上の指導監督的な実務経験）

④ 工事監理業務（土木工事）を行う構成企業

土木工事の工事監理業務を行う者は、以下の要件を満たしていること。

ア 建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)における「河川、砂防及び海岸部門」「下水道部門」「農業土木部門」のいずれかの部門に登録していること。

イ 当該工事監理業務に必要な知識・経験等を有する工事監理者を配置できること。

ウ アに所属する下記のいずれかの資格を有する技術者を工事監理者として配置できること。

- ・技術士(農業部門:農業農村工学、上下水道部門:下水道、又は建設部門:河川、砂防及び海岸・海洋)
- ・技術管理者(河川、砂防及び海岸・海洋部門、下水道部門、農業土木部門)
- ・農業土木技術管理士
- ・RC CM(農業土木、下水道、又は河川、砂防及び海岸・海洋)
- ・1級土木施工管理技士

⑤ 工事監理業務(建築工事)を行う構成企業

建築工事の工事監理業務を行う者は、以下の要件を満たしていること。

ア 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行っていること。かつ、募集要項等の公表日から参加資格確認基準日までの期間に、建築士法第26条第2項の規定による監督処分を受けていないこと(処分を受けた地域を問わない)。

イ 当該工事監理業務に必要な知識・経験等を有する工事監理者を配置できること。

ウ アに所属する1級建築士の資格を有する技術者を工事監理者として配置できること。

⑥ 建設業務を行う共同企業体の構成員

建設業務は、以下に示す2者以上の共同企業体による分担施工方式とする。共同企業体には市内業者を1者以上含めることとする

共同企業体には、以下に掲げる構成員①(機械器具設置工事・土木工事・建築工事)の要件を満たす者を配置する。また、構成員①(機械器具設置工事・土木工事・建築工事)に加えて、構成員を配置する場合は、以下に掲げる構成員②(機械器具設置工事・土木工事・建築工事)の要件を満たす者を配置することができる。

また、建設業務を行うすべての構成員は以下の構成員共通の参加要件を満たす必要がある。

共同企業体の代表構成員(代表企業)は、構成員①(機械器具設置工事)又は構成員①(土木工事業)のいずれかとする。

■構成員共通の参加要件

ア 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による岡山県内における営業停止の処分を受けていないこと（当該営業停止命令の対象業種が発注業種に係るものであり、かつ、対象が公共事業に係るものに限る。）。

■構成員①（機械器具設置工事）

ア 令和6年度倉敷市建設工事等入札参加資格者名簿の機械器具設置工事に登録されていて、かつ、総合値が660点以上であること。

イ 参加資格確認日において、契約締結先となる営業所等が建設業法（第3条第1項）の規定に基づく機械器具設置工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

ウ 平成22年4月1日以降に元請として施工し、引き渡した請負金額6,000万円以上の機械器具設置工事の実績（共同企業体としての実績の場合は出資比率20%以上のものに限る。）を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績額の取扱いについては、請負金額に出資比率を乗じて得た額をもって施工実績額とみなすものとする。なお、ここでの施工実績は国、地方公共団体又は地方共同法人日本下水道事業団が発注した口径600mm以上のポンプを製作又は、据付した新設又は更新の機械器具設置工事に限る。

エ 当該工事に、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第4項の規定に基づく機械器具設置工事業に係る監理技術者を専任で配置できる者であること。なお、工場製作のみが行われている期間と現場施工期間でそれぞれ別に技術者を配置する場合は、この工事の基準を満たす者に変更することができる。

■構成員①（土木工事業）

ア 令和6年度倉敷市建設工事等入札参加資格者名簿の土木一式工事に登録されている市内業者（倉敷市内に本社又は本店を有する企業）又は県内業者（岡山県内に本社又は本店を有する企業）で、総合値が980点以上であること。

イ 参加資格確認日において、契約締結先となる営業所等が建設業法（第3条第1項）の規定に基づく土木工事業に係る特定建設業の許可を受けていること。

ウ 平成22年4月1日以降に元請として施工し、引き渡した請負金額1億円以上の土木一式工事の実績（共同企業体としての実績の場合は出資比率20%以上のものに限る。）を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績額の取扱いについては、請負金額に出資比率を乗じて得た額をもって施工実績額とみなすものとする。

エ 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第4項の規定に基づく土木工事業に係る監理技術者を専任で配置できること。

■構成員①（建築工事業）

ア 令和6年度倉敷市建設工事等入札参加資格者名簿の建築一式工事に登録されている市内業者（倉敷市内に本社又は本店を有する企業）又は県内業者（岡山県内に本社又は本店を有する企業）であること。

イ 参加資格確認日において、契約締結先となる営業所等が建設業法（第3条第1項）の規定に基づく建築工事業に係る建設業の許可を受けていること。

ウ 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第4項の規定に基づく建築工事業に係る主任技術者を配置できること。

■構成員②（機械器具設置工事）

ア 令和6年度倉敷市建設工事等入札参加資格者名簿の機械器具設置工事又は電気工事に登録されている市内業者（倉敷市内に本社又は本店を有する企業）であること。

■構成員③（土木工事業）

ア 令和6年度倉敷市建設工事等入札参加資格者名簿の土木一式工事に登録されている市内業者（倉敷市内に本社又は本店を有する企業）であること。

■構成員④（建築工事業）

ア 令和6年度倉敷市建設工事等入札参加資格者名簿の建築一式工事に登録されている市内業者（倉敷市内に本社又は本店を有する企業）であること。

（3）地域経済への配慮

応募者は、必要な資機材・消耗品等を市内企業から調達するなど、市内企業の育成や地域経済の振興に配慮して本事業を実施すること。

市内企業の参画や育成、地域経済の振興に対する取組みの状況に応じて、審査基準において加点評価の対象とする。

（4）参加資格要件の喪失

参加資格を有すると認められた応募者の構成企業のいずれかの者が、参加資格確認基準

日以降に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合の対応は、次のとおりとする。

- ア 参加資格確認基準日から優先交渉権者の決定日までの間に、応募者の構成企業が参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として失格とする。ただし、代表企業以外の者が参加資格要件を満たさなくなった場合には、本市と協議の上、本市が当該構成企業の除外又は変更を認めた場合に限り、引き続き有効とする。なお、構成企業の除外は当該企業の除外後も応募者が参加資格要件を満たす場合にのみ認めることとする。
- イ 優先交渉権者決定日から契約の締結日までの間に、応募者の構成企業のいずれかの者に参加資格要件を欠くような事態が生じた場合には、本市は仮契約を締結せず、又は仮契約の解除を行うことがある。これにより仮契約を締結せず、又は仮契約を解除しても、本市は一切責を負わない。ただし、代表企業以外の者が参加資格要件を満たさなくなった場合には、本市と協議の上、本市が当該構成企業の除外又は変更を認めた場合に限り、本市は変更後の応募者と仮契約を締結できるものとする。なお、構成企業の除外は当該企業の除外後も応募者が参加資格要件を満たす場合にのみ認めることとする。

第3 民間事業者の募集及び選定に関する事項

1 募集及び選定方法

本事業では、本施設の設計、建設等について、事業者の幅広い能力やノウハウを活かした効率的かつ効果的な事業実施が求められる。

したがって、事業者の募集及び選定にあたっては、事業者が募集要項に記載する参加資格を有しており、かつ事業者の提案内容が要求水準を満たしていることを前提として、競争性の担保及び透明性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。

2 募集及び選定スケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

日程（予定）	内 容
令和7年 4月23日（水）	募集要項等の公表
令和7年 4月23日（水） ～5月14日（水）	募集要項等に関する質問受付（第1回）
令和7年 5月28日（水）	募集要項等に関する質問に対する回答公表（第1回）
令和7年 6月11日（水）	参加資格確認申請の提出締切
令和7年 6月18日（水）	資格審査結果の通知
令和7年 6月18日（水） ～6月30日（月）	募集要項等に関する質問受付（第2回）
令和7年 6月26日（木）	競争的対話の実施※
令和7年 7月9日（水）	募集要項等に関する質問に対する回答公表（第2回）
令和7年 7月31日（木）	提案書の受付締切
令和7年 9月19日（金）	提案書に関する事業者ヒアリング （プレゼンテーション含む）
令和7年 9月下旬	優先交渉権者の選定及び結果公表
令和7年 11月上旬	仮契約締結
令和7年 12月下旬	事業契約締結
令和8年 1月	事業着手

※応募者が多数の場合は、別日に実施する場合がある。

第4 応募に関する事項

1 参加手続き

(1) 募集要項等に関する質問受付

募集要項等の内容に関する質問を以下のとおり受け付ける。

① 受付期間

第1回：令和7年4月23日（水）から令和7年5月14日（水）午後5時（必着）

第2回：令和7年6月18日（水）から令和7年6月30日（月）午後5時（必着）

③ 受付方法

質問の内容を簡潔にまとめ、「募集要項に関する質問書」（様式1）に記入の上、電子メールでファイル添付（ファイル形式：Microsoft Excel）にて提出のこと。

なお、電子メールの送信後、下記の提出先に電話での着信確認を行うこと（午前8時30分から午後5時までとする）。

④ 提出先

倉敷市総務局水島支所産業課（メールアドレスは、「第8-4」を参照）

(2) 募集要項等に関する質問の受付・回答

集要項等に関する質問に対する回答は、質問者の特殊な技術やノウハウ等にかかわり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、以下の日時を目途に本市ホームページで公表する。

第1回：令和7年5月28日（水）

第2回：令和7年7月9日（水）

(3) 関係資料の提供・配布

本事業への参加を希望する民間事業者に対し、以下に示す関係資料を提供・配布（以下、「配付」という。）する。関係資料の配付を希望する事業者は、次の要領で配付を受けること。これ以外による配付は行わない。

① 関係資料

・参考図（平面図・断面図等）

・地質調査結果

② 配付方法

③配付場所・連絡先にて関係資料を配付する。配付を受けるための事前予約を③配付場所・連絡先に電話で連絡して行うこと。資料の受け取りに際しては、本市ホームページより、募集要項に関する様式のファイルを入手し、「関係資料の配付に係る誓約書」（様式2）に記名押印をして本市に1部提出すること。また、所属する企業の社員証等、身分を証するもの（ただし、名刺は不可とする。）を職員に提示すること。

なお、本市が配付する資料について、訂正・追加がある場合は、希望する民間事業者にその旨連絡するものとする。

③ 配付場所・連絡先

倉敷市総務局水島支所産業課（場所・連絡先の詳細は、「第8-4」を参照）

④ 配付期間・時間

令和7年4月23日（水）から令和7年5月14日（水）午後5時まで
配付時間は、午前8時30分から午後5時まで

（4）参加表明書及び参加資格確認申請書の受付

本事業への参加を希望する者は、参加表明書及び参加資格確認申請書（以下、「参加表明書等」という。）を以下の通り提出しなければならない。

① 受付期間

令和7年4月23日（水）から令和7年6月11日（水）午後5時（必着）

② 受付方法

持参または郵送（郵送の場合は、書留郵便に限る。）により提出すること。なお、持参する場合は、前日までに提出先（下記③）に連絡の上、提出時間を調整すること。

③ 提出先

倉敷市総務局水島支所産業課（場所・連絡先の詳細は、「第8-4」を参照）

④ 提出書類

参加表明書等の作成方法等は、様式集に示す「参加資格審査書類作成要領」に従うこと。

(5) 参加資格確認結果の通知

本市は、提出された参加表明書等を審査した上で必要があると判断した場合、以下に示す参加資格確認基準日までに当該参加表明書等の補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。

① 参加資格確認基準日

令和7年6月10日（火）

② 確認結果の通知

参加資格確認の結果は、参加資格確認基準日以降にそれぞれ通知する。

③ 参加資格の取消し

参加資格があると認められた者であっても、本市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、もしくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、当該確認結果を取り消す。

(6) 参加資格がないと認めた理由の説明請求受付

参加資格がないと認められた者は、以下により、その理由について書面（任意様式）により本市に説明を求めることができる。

① 受付期間

参加資格確認結果の通知から7日以内

② 受付方法

持参または郵送（郵送の場合は、書留郵便に限る。）により提出すること。

③ 提出先

倉敷市総務局水島支所産業課（場所・連絡先の詳細は、「第8-4」を参照）

④ 参加資格がないと認めた理由の回答

参加資格がないと認めた理由の説明請求の受付後、7日以内に行う。

(7) 競争的対話の実施

本市と応募者の相互の理解を深め、本市の意向と応募者の提案内容との間に齟齬が生じないように、参加資格審査を通過した応募者を対象に、本市と対面形式で質問と回答を行う競争的対話（以下「競争的対話」）を個別に実施する。

※オンライン形式を希望する応募者は、オンライン形式も可とする。

① 開催日時

令和7年6月26日（木）に実施を予定しており、その詳細については代表企業に個別に案内する。なお、参加事業者が多数の場合は、別日を指定し実施する場合がある。

② 開催場所

倉敷市役所で行う。その詳細については代表企業に個別に案内する。

※オンライン形式を希望する応募者は、WEB会議システム（Microsoft Teams）を用いたオンラインで行う。

③ 留意事項

競争的対話は非公開とし、競争的対話に参加した者の企業名は公開しない。また、質問に対する回答は、要求水準書等の解釈に関することなど一般的な内容については公表するが、提案内容の漏洩につながる可能性のある内容については非公表とする。

(8) 応募を辞退する場合

参加資格が確認された応募者が応募を辞退する場合は、応募書類提出期限までに応募辞退届（様式集：様式2-1）を提出すること。

なお、応募を辞退した場合に、今後の本市の行う業務において不利益な取扱いをされることはない。

(9) 提案書の受付

資格審査通過者に対し、本事業に関する価格提案及び事業計画等の提案内容を記載した提案書の提出を求める。本市が必要と判断した場合は、応募者に対して個別に確認を行うこともある。

① 受付期間

令和7年7月9日（水）から令和7年7月31日（木）午後5時（必着）

② 提案先

倉敷市総務局水島支所産業課（場所・連絡先の詳細は、「第8-4」を参照）

③ 受付方法

持参または郵送（郵送の場合は、書留郵便に限る。）により提出すること。なお、持参する場合は、前日までに提出先（上記②）に連絡の上、提出時間を調整すること。

④ 提出書類

参加資格がないと認めた理由の説明請求の受付後、7日以内に行う。

（10）提案に関するヒアリング等

提案書の内容の確認のために、応募者に対するヒアリングを令和7年9月19日（金）に実施する。具体的な日時及び実施方法は、後日、本市より代表企業に対して通知する。なお、応募者が多数の場合は、別日に実施する場合がある。

（11）優先交渉権者の決定及び公表

提出された提案書について選定委員会で総合的に評価を行い、本市が優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。審査の結果は応募者に通知するとともに、本市ホームページ等で公表する、

（12）事業契約締結

本市と優先交渉権者は、事業実施の詳細条件を協議、調整し、受注候補者を決定する。その後、受注候補者から見積書を徴収し、契約に関する議会の議決を経た後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。受注候補者との契約が成立しない場合には、次点候補者から見積書を徴収し随意契約を行うものとする。

2 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募者は、募集要項等に記載された内容を承諾のうえ、応募に参加すること。

(2) 費用負担

提案に伴う費用は、すべて応募者の負担とする

(3) 著作権

応募者から提出された提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本市は、本事業の公表及びその他本市が必要と認める場合、本市は、事前に事業者と協議した上で、提案書の一部又は全部を無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった応募者の提案については、本市が事業者選定過程等を説明する以外の目的には使用しないものとする。なお、提出を受けた書類は一切返却しない。

(4) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者が負うものとする。これによって本市が損失又は損害を被った場合は、当該応募者は、本市に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

(5) 市からの提示資料の取扱い

本市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(6) 応募者の複数提案の禁止

応募者は、1つの提案しか行うことができない。

(7) 応募書類の変更禁止

応募書類の変更、差替え、再提出は認めない。ただし、本市が認めた場合はこの限りではない。

(8) 使用する言語、通貨単位及び時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

(9) 応募無効に関する事項

以下のいずれかに該当する応募は、無効とする。

- ア 参加資格要件の無い応募者が行った応募
- イ 「参加表明書」に記載されたグループ代表企業以外のものが行った応募
- ウ 応募者の記名及び押印を欠く応募、又は応募事項を明示しない応募
- エ 参加表明書等に虚偽の記載をした者が行った応募
- オ 誤字、又は脱字等により意思表示が不明確な応募
- カ 同一事項に対し、2通以上の書類提出がなされた応募
- キ その他 募集要項等において示した条件等応募に関する条件に違反した応募

(10) その他

募集要項等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知する。

3 本市の支払総額の上限価格

1,973,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

なお、本市の算定根拠は公表しない。

第5 優先交渉権者の決定

1 優先交渉権者の決定

- (1) 審査は、審査基準書に従い参加資格確認及び提案審査により実施する。具体的な審査の方法及び評価基準等は審査基準書に示す。
- (2) 加点審査のうち、性能審査及び価格審査については、選定委員会において比較検討を行い、最優秀提案を選定する。
- (3) 本市は、選定委員会の選定結果を踏まえ、優先交渉権者を決定する。

2 審査結果の通知

審査結果は、優先交渉権者決定後速やかに、全ての代表企業に対して通知する。

3 審査結果等の公表

審査結果及び審査講評については、本市ホームページにおいて公表する。

第6 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は以下のとおりである。応募者は、これらの条件を踏まえて、提案書類を作成するものとする。なお、応募者の提案が要求水準書に示す要件を満たしていない場合は失格とする。

1 敷地に関する各種法規制等

敷地の主な前提条件は、以下のとおりである。

所在地	岡山県倉敷市呼松1丁目地内（別紙1・別紙2参照）
面積	約 1,300 m ²
都市計画区域	市街化区域内
用途地域	工業専用地域
防火地域	指定なし
建ぺい率	60%
容積率	200%
騒音規制	騒音規制法又は環境基準による
振動規制	振動規制法による
悪臭規制	規制なし
その他	都市計画法（昭和43年法律第100号）29条：開発行為等の協議 接道条件：道路（市道広江松江線）幅員 11.9m 上下水道：なし 電気：中国電力線による需給 土砂災害警戒区域：指定なし 土砂災害特別警戒区域：指定なし 雨水は呼松遊水地へ排水する

2 施設要件

本事業における既存施設の概要は、以下に示すとおりである。現在の配置等については別紙2を参照のこと。

本事業の対象である本施設の設計、建設等の業務に関する項目等、詳細は、要求水準書において示す。

【既設の福田呼松第1排水機場の概要】

項目	概要等
施設名	福田呼松第1排水機場
所在地	岡山県倉敷市呼松1丁目地内
総事業費	56,500千円（建屋：29,900千円、設備：26,600千円）
造成年度	1968年～1970年（昭和43～45年）
経過年数	53年（2023年現在）
排水先	呼松港
排出量	φ800×84.0 m ³ /min×2台
施設構成	
土木施設	吸水槽、吐出水槽、吐出樋管、スクリーン・フラップ弁
建屋	RC造
施設機械設備	立軸軸流ポンプ（φ800mm、吐出量84 m ³ /min、全揚程2.4m×2台） 開放防滴かご形電動機（出力50kw、3相200V×2台） 電動バタフライ弁（φ800×2台）、他
電気設備	高圧受電盤、低圧盤、ポンプ盤、他

3 整備対象施設の配置に関する事項

整備対象施設の配置計画は、「1. 敷地に関する各種法規制等」に示す本事業の敷地内（既設第1排水機場を含む）とし、事業者の提案によるものとする。

なお、隣接する第2排水機場及び第3排水機場の機能については、工事期間中も維持することを原則とする。

4 事業用地に関する事項

事業者は、施設の設計・建設等の業務に必要な本事業の敷地内の範囲を無償で 사용할ことができる。

5 事業者が行う業務

事業者が行う業務は、第1（6）③事業の範囲及び要求水準書に示すとおりである。

6 業務の委託

事業者は、応募書類に示したとおり、構成企業に本事業の業務を請け負わせるものとし、本市の承諾を得た場合に限り、応募書類に示していない第三者に業務を請け負わせることができる。

なお、第三者への業務の請負は、すべて事業者の責任において行うものとし、事業者が使用する第三者の攻めに帰すべき事由により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、すべて事業者が責任を負うものとする。

7 事業者の収入

本市は、事業者に対し、本事業の対象業務に係る対価として、業務委託料を支払う。支払方法、支払時期については、設計・施工業務委託仮契約書（案）（以下「契約書（案）」という。）を参照すること。

8 本市による事業の実施状況及びサービス水準の監視

本市は、事業期間中、事業者が行う業務に関するモニタリングを行う。

事業者が提供する本事業のサービスが本市の要求水準を満たしていない場合には、基本的に、契約書に基づき業務委託料を減額する。

9 保険

契約書（案）を参照すること。

10 本市と事業者の責任分担

（1）基本的考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方に基づき、本市と事業者が適正にリスクを分担することを基本とする。

したがって、事業者が担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負うものとする。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市がそのすべて又は一部を負うこととする

（2）予測されるリスクと責任分担

本市と事業者の責任分担は、契約書（案）に示すとおりであり、応募者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこと。

第7 契約に関する事項

1 契約手続き

- ア. 優先交渉権者と本市は、契約の締結に関する契約手続きを行う。
- イ. 優先交渉権者は本事業を実施するためのコンソーシアムを組成し、本市はコンソーシアムと仮契約を締結する。
- ウ. 仮契約は、当該契約に関する議案が令和7年12月倉敷市議会定例会の議決を経た場合に本契約となる。

2 契約の概要

契約において、事業者が遂行すべき施設整備に関する業務内容、リスク分担、金額及び支払方法等を定める。

3 契約金額

契約金額は、提案価格（消費税相当額を含む。）とする。

4 契約の保証

契約書（案）を参照すること。

5 契約金額の内訳の公表

本市は、優先交渉権者との契約金額の内訳について、本市が必要と判断した場合において、当該金額を公表することがある。公表する金額は、提案価格内訳書（様式集：様式A-3-2）に示された項目及び金額とする。

第8 その他

1 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

- ア. 業務を行うために必要な土地は、行政財産であり、本市はこれを無償で使用させる。
- イ. 本市は、事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力する。
- ウ. 財政上及び金融上の提案については、応募者が自らのリスクで実行することとする。
- エ. 本項に定める場合を除き、事業者に対する補助、出資等の支援は行わない。

2 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

(1) 事業の継続に関する基本的考え方

事業の継続が困難となる事由が発生した場合は、契約書で定める事由ごとに、本市及び事業者の責任に応じて、必要な修復その他の措置を講ずることとする。

(2) 継続が困難となった場合の措置

本事業において事業の継続が困難となった場合の措置は以下のとおりとする。

① 事業者の責めに帰すべき事由の場合

- ア. 事業者の責めに帰すべき事由により、事業者の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、本市は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、本市は事業契約を解除することができる。
- イ. 事業者の財務状況が著しく悪化したこと、その他事業契約書で定める事業者の責めに帰すべき事由により、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は、事業契約を解除することができる。
- ウ. 上記ア、イのいずれかの場合においても、本市は、事業契約に基づき事業者に対して違約金等の支払いを求めることができる。

② 本市の責めに帰すべき事由の場合

- ア. 本市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は事業契約を解除することができるものとする。
- イ. 前号により事業契約が解除された場合、事業者は、生じる損害について賠償を求めることができるものとする。

③ 当事者の責めに帰すことのできない事由の場合

- ア. 不可抗力、その他本市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、本市と事業者は、事業継続の可否について協議を行う。
- イ. 一定の期間内に協議が調わないときは、それぞれ相手方に事前に書面による通知を行うことにより、事業契約を解除することができる。
- ウ. 前号により事業契約が解除される場合、事業者は、生じる損害について賠償を求めることができるものとするが、具体的な内容については、契約書（案）を参照のこと。

④ その他

その他、事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、契約書に定める。

3 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報公開請求があった場合は、倉敷市情報公開条例（平成10年条例第5号）に基づき提出書類を開示する。

本事業に関する情報提供は、本市ホームページ等を通じて適宜行う。

4 本事業に関する問い合わせ

本事業に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

倉敷市総務局水島支所産業課（担当：高嶋、藤原、瀬戸）

〒712-8565

岡山県倉敷市水島北幸町 1-1

電話：086-446-1113 Fax：086-446-1143

電子メール：indust-mz@city.kurashiki.okayama.jp

ホームページ：https://www.city.kurashiki.okayama.jp/business/contract/1013065/1014309/1015210.html

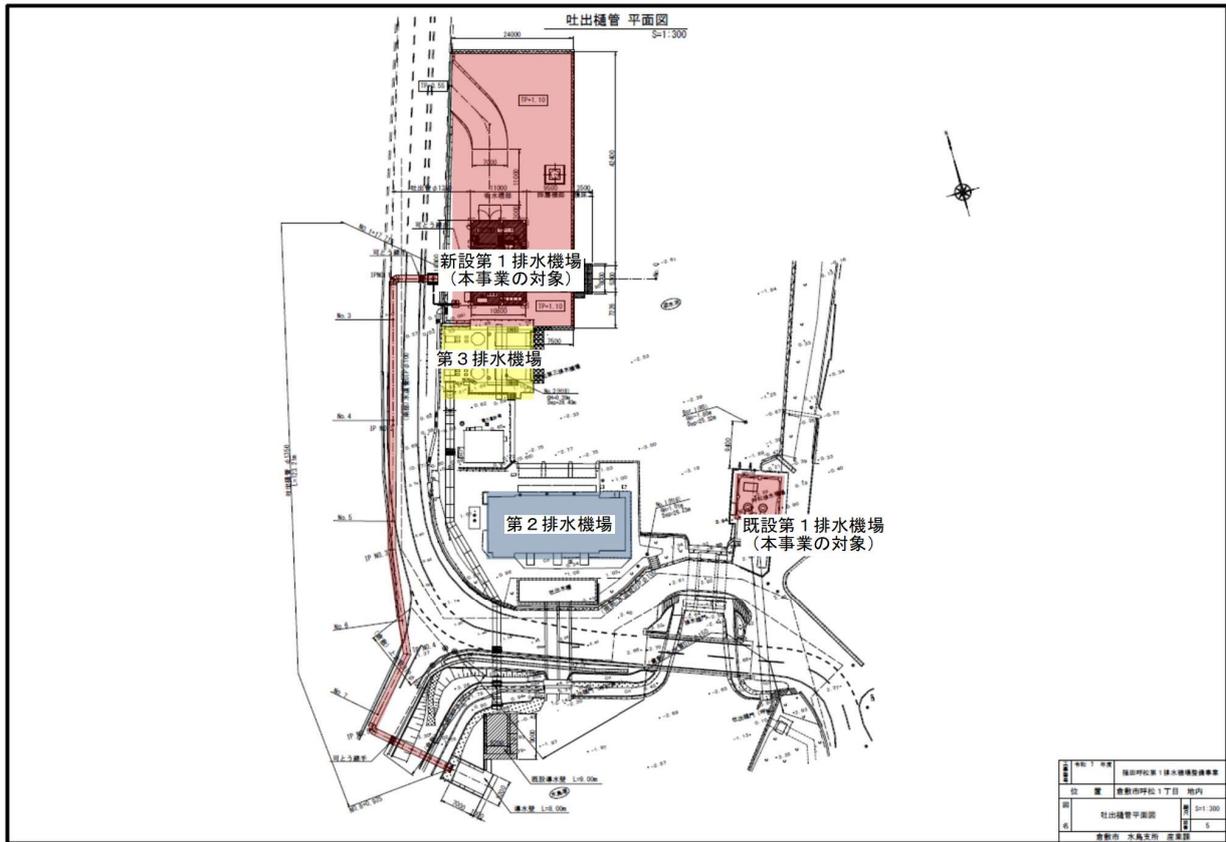
別紙 1 計画地位置図

名称	福田呼松第1排水機場
住所	倉敷市呼松1丁目地内



出典：(C) NTT インフラネット株式会社, DigitalGlobe Inc.

別紙2 施設配置図



出典：倉敷市資料（一部加筆）